

令和5年度良好な水循環・水環境創出活動推進モデル事業の公募要領

1. 背景・目的

環境省では、水環境保全の一層の推進を図ることを目的に、全国各地の湧水、河川等より昭和60年には「名水百選」（昭和の名水百選）を、平成26年には「平成の名水百選」を選定しました。平成26年からは水循環基本法（平成26年施行）の理念に基づき、ウォータープロジェクトを実施するなど、健全な水循環の維持・回復について国民への理解醸成を図るなど、良好な水環境の保全活動の普及展開を図ってきました。

加えて、令和の時代においては、国民の生活様式の変化、気候変動等による水害の激甚化、生物多様性の損失など、水を取りまく社会情勢や自然環境は大きく変化しており、水質管理のみならず OECM（保護地域以外で生物多様性の保全に資する地域）に関して「自然共生サイト」としての認定等を通じた生物多様性の保全や地域づくり等に資する総合的な水環境管理が求められています。

そのため、令和の時代における良好な水循環・水環境の創出や2030年までに陸と海の30%以上を保全する30by30目標の達成に向けたOECMによる保全と、それらを通じた地域活性化や多様な課題解決を図る取組を後押しすることを目的としたモデル事業（以下、「モデル事業」という。）を実施します。

30by30：2030年までに、陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標
OECM（Other Effective area-based Conservation Measures）：保護地域以外で生物多様性保全に資する地域

2. モデル事業の概要

- ◆ モデル事業は、環境省事業「令和5年度良好な水循環・水環境創出活動推進事業検討等業務」の一環として、請負事業者である株式会社（以下、「事務局」という。）と選定団体との請負契約により実施します。
- ◆ モデル事業への選定後、提案内容をもとに年度当初に選定団体、環境省、事務局の三者で協議を行い、令和5年度の活動計画及び経費の用途を決定します。なお、1団体あたり事務局の経費（※）を含めて500万円（税込み）を上限とします。
- ◆ モデル事業の実施に係る経費は、上記により締結する請負契約にもとづく請負費としてお支払いし、請負費は原則として成果物の提出及び業務完了確認後、一括してお支払いします。

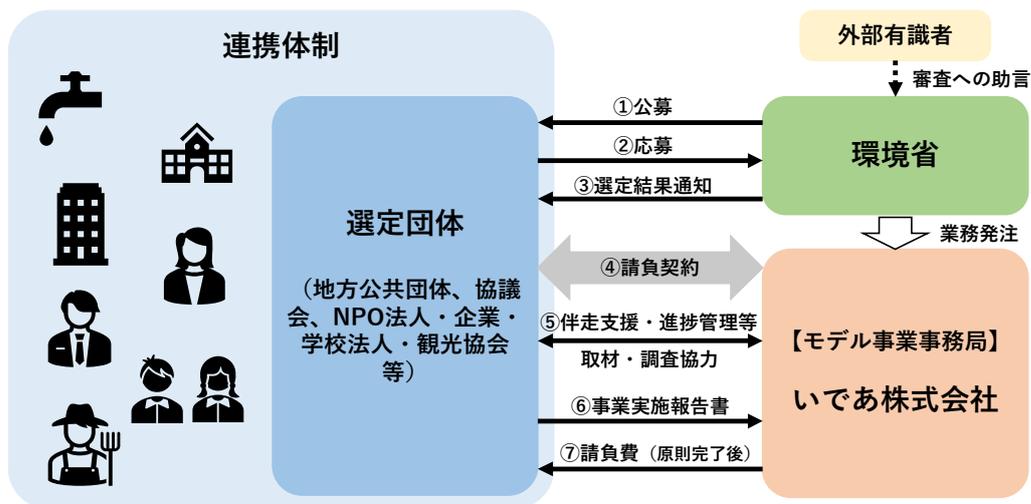


図 モデル事業のスキーム

(※) 事務局の経費については、支援計画策定、定期的な打合せ、専門家の派遣・視察手配、必要な各種情報提供等の伴走支援・進捗管理等を想定しており、150万円程度を見込んでいる。(上限500万円の内数)

表 令和5年度のモデル事業実施スケジュール (予定)

時期	実施内容	備考
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・初回打合せ ・1年間の目標、支援計画(案)の作成 ・支援体制の調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・申請内容に関する確認 ・目標・支援計画のすり合わせ ・事例紹介のための取材依頼
7月～	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な打合せの実施(現地3回程度、オンライン適宜) ・伴走支援、取材等 	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局の専任担当が対応
2月頃	<ul style="list-style-type: none"> ・選定団体間等の意見交換会の実施(オンラインまたは対面) 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報共有と取組のブラッシュアップを目的として実施
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・最終報告(事業実施報告書の提出) 	<ul style="list-style-type: none"> ・報告内容に従い請負費支払い

(1) 実施期間

事務局との請負契約締結日 ～ 令和6年3月1日(金)まで(予定)

(2) 対象水域

河川・湖沼・ため池・用水路・湿地・遊水地等

地下水・湧水・雨水・雪・用排水等

(瀬戸内海その他全国の閉鎖性海域等の沿岸地域は対象外)

(3) 公募対象団体

公募対象団体は、地方公共団体、協議会、NPO 法人・企業・学校法人・観光協会等の民間団体です。ただし、原則として対象地域に拠点を有する団体とし、事務局と直接契約を締結できる者とします。

3. 募集テーマ

募集テーマは、以下の2つの重点テーマのいずれかに該当するものとします。(※※)

- ① 良好な水環境の保全・創出
- ② 水環境の活用・保全を通じた生物多様性の保全や地域活性化

(※※)令和5年度環境省重点施策(令和4年12月環境省)を踏まえて重点的に取り組んでいるもの。

【募集テーマ毎の具体的な取組イメージ】

①良好な水環境の保全・創出

- ◇ 良好な水環境の保全・創出に関する地域の計画、アクションプラン等の作成に向けた取組
- ◇ 水循環を意識した雨水の貯留・浸透、水源涵養、地下水保全等の取組
- ◇ 多世代・他分野連携によるモニタリング調査、ゴミ清掃、生物の生息・生育場づくり、外来種防除等の取組
- ◇ 水域生態系の活用・保全活動の経済価値評価、効果の見える化への取組 など

②水環境の活用・保全を通じた生物多様性の保全や地域活性化

- ◇ 水に関わる取組を通じて地域内外の交流等を促進させるコミュニティ活動(地域協議会等の組織の設立・運営も含む)
- ◇ 水環境資源の掘り起こしやブランディング、水に関わる地域産品づくり
- ◇ 身近な水辺での学校や公民館・博物館を巻き込んだ環境教育活動(観察会・ワークショップ等)
- ◇ 水質改善や親水空間創出のためのビオトープや多機能水辺づくり等の取組
- ◇ 水環境を活用した気候変動への適応策や防災・減災対策など「自然を基盤とした解決策」(NbS: Nature-based solutions)の検討、実施
- ◇ 水環境を活用した観光・誘客の取組 など

4. 対象となる経費

請負契約の対象となる経費の使途は下記に示すものを想定しておりますが、令和5年度の事業実施期間中においてモデル事業の実施に直接必要な経費とします。

【想定される使途】

○調査・検討

課題解決や対策検討のための環境調査、経済価値・インパクト評価、スタートアップのための地域資源調査・戦略検討、水資源を活用した商品・サービスのマーケティング・開発 等

○体制づくり

協議会等の設立、地域とのワークショップや勉強会の開催・運営、人材育成 等

○活動実施

水辺の保全・再生・創出活動、水辺の清掃活動、ブランディング・プロモーション（普及啓発ツールの制作、シンポジウムの開催） 等

【計上できる経費】

- ◇ 事業費（旅費、会場費、借料及び損料、消耗品費、印刷製本費、補助員人件費、雑役務費、その他モデル事業実施に直接必要な諸経費、外注費、一般管理費）
- ◇ 人件費（事業費で計上することが困難で、かつモデル事業の実施にあたって必要な最低限のものと確認できたものに限り計上することができる。地方公共団体の場合は計上できない。）

【計上できない経費】

- ◇ 事業場等の建物・施設に関する経費
- ◇ 5万円を超える機器・備品等に関する経費
- ◇ モデル事業終了後に財産となるような機器・備品等に関する経費
- ◇ モデル事業の実施に直接関係しない経費

5. 応募方法

(1) 公募期間

令和5年4月25日（火）～同年令和5年5月31日（水）17:00（必着）

(2) 応募書類の提出

公募期間内に、以下に示す応募書類①～③を「8.応募先及び問い合わせ先」まで電子メール（ストレージシステム等を含む）にてご提出ください。電子メールで提出することが困難な場合には、予め余裕をもってご相談ください。なお、複数の者で共同して応募する場合には、モデル事業の運営を統括し、契約当事者となる代表機関を定めてください。記載に当たっては、応募書類の注意書きも併せてご覧ください。

【応募書類】

- ① 応募申請書（様式1）
- ② 事業実施計画書（様式2）

<記載項目>

1. 本事業への応募理由

良好な水環境の活用・保全に向けた取組の背景と目指す地域の姿、現在の取組状況とこれまでの実績等を簡潔にお示しください。また、令和5年度以降の取組の展開も踏まえて、具体的な中長期計画等もあれば、併せてお示しください。

2. モデル事業実施計画（令和5年度）

1. で示された内容を踏まえて、令和5年度に取り組む事業内容、実施方法、スケジュール等をお示しください。

本公募にもとづき請負契約の対象となるモデル事業の範囲が、上記の令和5年度に取り組む事業の一部である場合には、その範囲もお示しください。

3. 実施体制と今後の連携イメージ

モデル事業の実施体制と2. で示されたモデル事業の実施に向けて今後想定されている地域での多様な主体の連携イメージをお示しください。

モデル事業実施で外注を想定されている場合は、外注する業務内容と既に予定されている場合には外注先名称・所在地をお示しください。

4. 支出計画書

モデル事業の支出計画を具体的な内訳・積算を含めてお示しください。

③ モデル事業を行う応募団体及びその連携先（個人の場合を除く）の定款又は規約等

【応募書類の提出形式】

PDF形式、Microsoft Word形式またはMicrosoft PowerPoint形式の電子ファイル

6. 選定団体の決定・通知

応募書類の審査の上、3件程度を選定する予定です。なお、必要に応じて事務局から電話またはメールにて提出物に関する確認を行う場合があります。

選定結果は6月中旬頃を目途に応募団体へ電子メールにより通知後、環境省ホームページ等で公表します。

7. モデル事業実施に際しての留意事項

(1) 事務局等との打合せ・支援と選定団体による協力

モデル事業の実施にあたり、当該環境省事業の目的との整合性確保や進捗管理等のため、事務局等の求めまたは選定団体の必要に応じ、打合せを行います。また、「令和5年度良好な水循環・水環境創出活動推進事業検討等業務」の一環で、併行して良好な水循環・水環境の創出活動の取組を推進するためのプラットフォームの運用方策を検討しておりますので、選定団体のニーズやモデル事業の内容に合致する場合には、関連する情報提供等を行うことも可能です。

一方で、これらの手法等の検討や、モデル事例形成、地域における水辺の活用・保全

に向けた情報発信・推進等のために、選定団体に対して、ヒアリングや、モデル事業に関連する取組の視察・取材等の御協力をお願いすることがあります。

(2) 成果物とその帰属

請負契約により実施していただくモデル事業の納入成果物として、モデル事業の実施報告書を提出していただきます。その他の成果物については、提案されたモデル事業の内容に応じ、(1)による協議で決定します。

提出されたモデル事業実施報告書をもとに、事務局が作成する環境省事業「令和5年度良好な水循環・水環境創出活動推進事業検討等業務」の報告書を含め納入成果物の権利(著作権等を含む)は、基本的に環境省に帰属します。また、請負契約によるモデル事業の一環として例えば情報発信・普及啓発ツール等の制作を行う場合、その制作物の著作権等も環境省に帰属します。ただし、選定団体や当該地域で目的に沿った積極的な利用は環境省により許諾され、基本的には利用が制限されるようなことは想定しておりません。なお、従来から選定団体等に権利が帰属するものや、制作物等に引用等された写真、キャラクターなど著作権者に権利が帰属するものについては、環境省に権利を移転する必要はありません。

8. 応募先及び問い合わせ先

いであ株式会社

令和5年度良好な水環境・水環境創出活動推進モデル事業事務局

担当：西・弓木・那花

TEL：045-593-7604

E-mail：office@watercycle.jp

以上